

# 令和4年生駒市議会（第5回）定例会議案

（追加提案分）

令和4年9月29日

生 駒 市

令和 4 年生駒市議会（第 5 回）定例会議案目録

（追加提案分）

議案番号	議 案 名	頁
報告第 9 号	市長専決処分の報告について (損害賠償の額の決定について)	1
議案第 73 号	生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

報告第 9 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

損害賠償の額の決定について

令和4年9月29日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて  
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である損害賠償の額の決定  
について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

1 事故区分及び事故発生日

物損事故

令和4年6月22日（水）午後4時15分頃

2 事故発生場所

生駒市門前町地内

3 損害賠償額

140,800円

4 事故の概要

上記の場所において、公用車で走行中、宅地の外壁に接触し、損傷を与えたもの。

令和4年9月16日

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 73 号

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年9月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条  
例

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年11月生駒  
市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和4年11月1日から同月30日までの間、特別職の職員の給料月額を、  
別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の1  
0を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条の2、第5条及び別表第  
2の規定を適用する場合における給料月額は、別表第1に規定する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。